

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の16第2項
処分の概要：クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法令の定め： <ul style="list-style-type: none">○ 銃砲刀剣類所持等取締法<ul style="list-style-type: none">第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）第9条の16第2項○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則<ul style="list-style-type: none">第1条（届出及び申請の手続）第82条の3（クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請）
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：3日（行政庁の休日は含まない。ただし、書換えにあつては1日）
申請先：あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：同上
備考：